

## 千葉市区役所等庁舎広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、千葉市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき、千葉市各区役所及び各保健福祉センターの庁舎における広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告掲出箇所 区役所及び保健福祉センター庁舎における広告の掲載場所をいう。
- (2) 広告 広告掲出箇所に掲載又は設置するポスター広告及び卓上スタンド型広告をいう。
- (3) 広告掲載者 広告の募集、制作及び掲載を行う者をいう。
- (4) 使用許可 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可をいう。

### (広告掲載者の決定)

第3条 広告掲載者は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 自ら営む事業の広告掲載を希望する者（以下「広告主」という。）
  - (2) 広告主を募集し、当該広告主に代わって広告制作等の業務を行う者
- 2 広告掲載者の募集は、原則として各区役所ホームページにより行うほか、必要に応じ、広告の掲載を予定する箇所への掲示により行うものとする。
- 3 広告の掲載を希望する者には、募集の単位とする一又は複数の広告掲出箇所（以下「掲出箇所区分」という。）毎に、予め期間を定めて区役所等庁舎広告希望申込書（様式第1号）を提出させるものとする。
- 4 市長は、前項の規定により区役所等庁舎広告希望申込書を提出した者のうち、広告料が最も高額である者を、当該掲出箇所区分の広告掲載者として決定するものとする。この場合において、最も高額である者が2以上ある場合は、抽選によりこれを決定するものとする。
- 5 第3項の期間内に募集に応じる者がなかったとき又は前項の規定により決定した者が契約を締結しないときは、前項の規定に関わらず、市長は、掲出箇所区分毎に、予め金額を定めて先着順で広告掲載者を募集し決定することができる。

### (行政財産の使用許可)

第4条 前条第4項の決定があったときは、広告掲載者に対し、速やかに使用許可を申請させるものとする。

- 2 千葉市公有財産規則（昭和40年規則第11号）第20条第3項の規定による使用許可

期間の更新をしようとするときは、広告掲載者に対し、使用許可期間の満了日の60日前までに、改めて使用許可を申請させるものとする。ただし、前条第5項の規定により先着順で決定した広告掲載に係る使用許可は、更新を行わないものとする。

- 3 前項の使用許可期間の更新は、当初の使用許可期間から通算して5年を超えない範囲で行うものとする。

#### (契約の締結)

第5条 前条第1項の規定により使用許可したときは、速やかに契約書を作成し、広告掲載者と取り交わすものとする。

- 2 前条第2項の規定により使用許可期間を更新したときは、更新後の使用許可期間に係る契約書を速やかに作成し、広告掲載者と取り交わすものとする。

#### (広告の選定方法)

第6条 広告掲載者が広告を制作したときは、掲載しようとする日から起算して、原則として30日前までに市長の承認を受けさせるものとする。

- 2 広告掲載者に前項の承認を受けさせようとするときは、区役所等庁舎広告掲載申込書(様式第2号)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に提出させるものとする。承認した広告の内容の一部を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前項の規定による区役所等庁舎広告掲載申込書の提出があったときは、要綱等に基づいて掲載の可否を判断し、その結果並びに掲載内容及び条件について、区役所等庁舎広告掲載決定通知書(様式第3号)又は区役所等庁舎広告不掲載決定通知書(様式第4号)により広告掲載者に通知するものとする。

#### (補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要領は、平成25年4月26日から施行する。

#### 附則

- 1 この要領は、平成25年10月9日から施行する。
- 2 平成25年度中に、改正前の要領に基づいてなされた広告希望申込は、改正後の第3条第3項による申込とみなす。

#### 附則

- 1 この要領は、令和7年12月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

区役所等庁舎広告希望申込書

(あて先) 千葉市長

区役所等庁舎への広告掲載について、以下のとおり申し込みます。

申し込みにあたっては、契約締結に関する法令及び千葉市契約規則の定めるところに従うほか、千葉市広告掲載要綱及び千葉市広告掲載基準の内容を承諾します。

広告掲載の希望箇所	区 (掲出箇所区分を記載)						
	金額 (消費税及び地方消費税を含む。)		百万			千	
うち、消費税及び地方消費税額		百万			千		円
内 訳	月額 円 × ( か月 + 日間) 分						

※金額は一枠ずつ算用数字で記入し、金額の前の枠に「¥」をつけてください。

※この申込書に記載する金額とは別に、千葉市の定める行政財産使用料の納付が必要となります。

※1か月に満たない期間については、契約の対象となる日数を30で除した値を月額に掛けて金額を算定します。(1円未満の端数は切捨て。)

商号・名称、所在地

代表者職氏名

印

(連絡先)

部署名、担当者名

電話番号

電子メールアドレス

区役所等庁舎広告掲載申込書

(あて先) 千葉市長

区役所等庁舎広告事業において、別添原稿による広告の掲載を申し込みます。

商号・名称、所在地

代表者職氏名

電話番号

(連絡先)

部署名、担当者名

電話番号

電子メールアドレス

掲出箇所区分

\_\_\_\_\_

添付書類

広告原稿 (各広告の掲出予定場所が分かるようにすること)

※代表者職氏名欄について、記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

様式第3号

年 月 日

様

千葉市長

区役所等庁舎広告掲載決定通知書

年 月 日に申込のあった区役所等庁舎への広告掲載について、掲載を行うことが適当と認めたので通知します。

掲出箇所区分

\_\_\_\_\_

( 区 課)

担当者名：

電話番号：

様式第4号

年 月 日

様

千葉市長

区役所等庁舎広告不掲載決定通知書

年 月 日に申込のあった区役所等庁舎への広告掲載について、掲載を行うことが適当と認められませんでしたので通知します。

掲出箇所区分

\_\_\_\_\_

(理由)

( 区 課)

担当者名：

電話番号：